

資 料

日本赤十字社における男子看護人から看護婦養成への移行とその要因

木村美智子*、河合利修*

要 旨

西南の役の際に創立された博愛社は日本赤十字社の前身である。博愛社創立当時の看護人は男子だけであったが、博愛社から日本赤十字社への移行期である1890年に看護婦の養成が始まった。男子看護人から看護婦養成への移行とその要因を明らかにするために、我が国の赤十字条約加盟への道をたどりながら、博愛社社員総会会議文、欧州赤十字社視察報告演説資料、第3回赤十字国際会議参加報告書など日本赤十字社の資料をもとに考察を深めた。

看護婦養成への動きは、博愛社社員総会におけるフォン・シーボルト、柴田承桂、橋本綱常による「女子が赤十字社救護に適している」というそれぞれの発言がきっかけとなり、進展した。その発言内容によると、第一に、ヨーロッパ諸国において看護婦の養成はすでに始まっており、赤十字社業務の主要な部分を占めていた。第二に、ナイチンゲールのクリミアでの活動と主張が赤十字設立の思想をデュナンに与え、かつ、その思想の実現可能なことを確信させた。これらの発言内容が日本赤十字社設立の機運と重なり、看護婦養成への動きに繋がったのである。

キーワード：日本赤十字社、博愛社、看護婦養成、看護人養成、救護

I はじめに

博愛社は日本赤十字社の前身であり、明治新政府に対する最後の反乱であった西南の役に際して創立され、戦時救護にあたった博愛慈善のための団体である。博愛社の創立当時の救護において活動を行ったのは男子のみであり、1877年(明治10年)2月15日に起こった西南の役でも男子のみが救護活動を行った¹⁾。しかし、一方では看護婦の必要性も早くから説かれており、日本赤十字社初代社長佐野常民が西南の役を契機に、早くからその必要性を唱えていた。また、日本赤十字病院の初代院長橋本綱常は、ドイツ留学から帰国した1877年(明治10年)ごろから、日本でも良い看護婦が必要だと語っていたという²⁾。当時軍人救護事業を民間の有志者が発起することは困難な状況であった。殊に女性を軍人の看護に従事させることは想像もできなかったことである。そのような中で、我が国は1886年(明治19年)6月5日に赤十字条約に加盟し、博愛社は日本赤十字社と、その病院は日本赤十字社病院と称するようになり、1890年(明治23年)に看護

婦の養成がはじまったのである³⁾。赤十字の看護婦は救護活動を専門とし、当時は「救護看護婦」と称され、一般の看護婦とは異なっていた。戦時、平時を問わず、傷者に最初の処置をするため、普通の看護婦以上の技術、知識、精神を身につけていることが重要で、高い教育目標を掲げて養成された。戦後、「救護看護婦」は「赤十字看護婦」に変わった。

この看護婦養成開始に至る歴史的事実は資料で散見する⁴⁾。しかし、看護人から看護婦への移行に影響した要因を追究した論文はまだみない。

そこで、ここでは看護人から看護婦養成への移行を探り、その移行に及ぼした要因を考察する。看護婦養成への動きは、博愛社から日本赤十字社への移行の過程と重なる。それゆえ、我が国の赤十字条約加盟への道をたどりながら、博愛社社員総会会議文、欧州赤十字社視察報告演説資料、第3回赤十字国際会議参加報告書、その他の赤十字資料などによって論を進めたい。

＜用語の説明＞

看護人：看護(救護)の養成を受けてそれに携わる人のことを指す。博愛社設立当時は男子だけが看護(救

* 日本赤十字豊田看護大学

護)に携わっていたので「男子看護人」と同義語として扱っている。1968年6月に看護人の名称が看護師へ改正された。

看護婦：看護の養成を受けて資格を得た女性の看護者を指す。なお2002年3月に看護婦および看護師の名称は看護師と変更された。

II 本論

1. 看護人の養成

日本赤十字社が救護員として看護婦を養成する以前の博愛社時代には、社員が自ら救護員として救護することになっていた。しかし、技術を持っていない者では活動に支障をきたすため、既成の医師や看護人を社員として、救護にあたらせた。

その当時の看護人は皆男子であった。看護人の準備は1880年(明治13年)2月に熟練の看護人を得るため、始めて看護補助員規則12条を設けて、陸軍看病人の満期解除者7人を本社看護人に採用した。採用に先立ち、太政官に次の願書を提出している。

國家不虞ノ變ニ應センカ爲メ四方有志ノ協賛ヲ求メ醫員看護手ノ雇入及器械藥品ノ調達其他救療必需ノ物件ヲ漸次準備可致計畫中ニ御座候…

同院看病人卒ノ内満期解職ノ者有…本社看護補員規則ニ據リ雇入申候尤國家非常ノ際ニ當リテハ社員ノ者救療ニ從事致候…傷者看護ノ如キ其事ニ習熟ノ者ニアラサレハ臨機ノ用ニ適シ難ク其習熟者ハ該看病人卒解職ノ者ヲ措テ他ニ需メ難キニ付自今追々之ヲ本社ヘ相雇候目的ニ御座候

出典：日本赤十字社編、「日本赤十字社史稿」、日本赤十字社、794、1911

1881年(明治14年)博愛社規則書発布に際し、看護補員規則は同規則中に編入された。その内容は、看護補員を戦時に募ることは甚だ困難であるため、平時において備えておくこと。また、看護補員は体格強健で年齢25歳以上医術をよく理解し看護を習熟していること。契約は5年を1期とする。看護補員は戦時に社務に従事することを約束することなどであった。1887年(明治20年)5月に社名を博愛社から日本赤十字社に改称後は、多数の社員をことごとく救護員として派遣することが不可能であるため、社員と救護員をはっきり区別して、専門の救護員

を養成することになった。

しかし、橋本陸軍軍医総監の欧州赤十字社調査の結果、救護員には女性を用いる方向に動き、1888年(明治21年)に看護人は準備を中止することになった。しかし、日清戦争において看護婦を戦地に派遣することが許されなかったために有志者を募集し、速成看護人を教育し、必要に応じて供給していた。そして看護婦とともに看護人養成の必要性を認め、1896年(明治29年)に看護人の養成規則を設け、初めて養成に着手した。陸軍病院船派遣の救護班は男女混合または看護婦組織にするところがあり、赤十字社病院船も看護人の半数を看護婦に変更した事実がある。1904年(明治37年)度以後は看護人の卒業者はでない⁵⁾。

2. 看護婦養成への動き

① 1880年博愛社社員総会会議文にみるシーボルトの発言

1880年(明治13年)、ヘンリー・フォン・シーボルトは博愛社社員になった。彼は、フィリップ・フランツ・フォン・シーボルトの次男である。父親のフィリップ・フランツ・フォン・シーボルトは、ドイツ生まれで、大学卒業後の1823年(文政6年)に長崎の出島にあったオランダ東インド会社の日本商館付きの医師として来日した。5年後の1828年(文政11年)に起こった洋学者弾圧事件(シーボルト事件)で、シーボルトは出島で取り調べを受け、翌年には国外に追放され、再来日禁止の処分を受けた。1858年(安政5年)に日本とオランダの間で通商条約が締結された翌年にフィリップ・フランツ・フォン・シーボルトは長男のアレキサンダー・フォン・シーボルトを伴って再来日した。次男であるヘンリー・フォン・シーボルトはその数年後に来日している。この2人の兄弟は、日本赤十字社の前身である博愛社設立当初から深いかわりを持ち、ヘンリー・フォン・シーボルトが1880年(明治13年)1月に、アレキサンダー・フォン・シーボルトも同年2月にそれぞれ日本赤十字社の社員になった。

ヘンリー・フォン・シーボルトは、1880年5月に開いた社員総会に社員として出席し、博愛社の事業につき希望をのべた。その会議の記録の一部を下記に記す。

壘國マリーール會社ノ規則ハ日本博愛社規則ノ根據トスル所ナルガ右會社ノ規則ニハ制限アリテ其社員タルモノハ士族ニ限り又同宗門ノ徒ニアラザレバ許サズ今日本博愛社ノ規則ニ於テハ幸ニ此制限ナキガ故ニ苟モ善ヲ爲サ

ントスレバ貴トナク賤トナク皆入社シテ其仁ヲ爲スニ妨ナキハ亦善ナラズヤ。

然レドモ「マリーネル」會社ノ規則ニハ公衆ノ知ル如ク婦人ト雖モ一個ノ社員トナルヲ許可セリ然ルニ日本博愛社ノ規則ニハ其款條ノ特ニ揭示スルアルヲ見ズ婦人ノ入社スルモノナキハ右ノ事故ニ出ルナルベシ。

疾患ノ看護ニハ公衆ノ知ル如ク婦人ヨリ善ナルハナシ歐洲ニ於テハ多クノ婦人軍ニ從ヒ病院ニ在テ負傷者ヲ看護セシコトアリ又其國ニ在留セシ時ハ撒糸等ノ如キ負傷者ニ必要ナル物品ノ調度ニ盡力シ或ハ戦死者ノ遺族手當ノ爲ニ金錢ヲ調度シテ大ニ會社ノ補助ヲナシタリ。余輩故ニ曰ク日本ニ在テモ亦愛國者ノ妻女及少女ヲモ博愛社ノ社員ニ加入セシメテ不可ナルベシ。今其婦人入社ノ一欸條ヲ加フル時ハ必ズ博愛社ノ旨趣ヲ皇張スルニ於テ或ハ小補ナカラン乎。

出典：博愛社編纂、「日本赤十字社沿革史」、博愛社蔵版、博愛社、480-481、1906

上記のように、ヘンリー・フォン・シーボルトはヨーロッパの赤十字活動で女子が社員として、また救護事業で活躍していることを紹介し、博愛社が創設当時から男子社員ばかりで組織され、女子が加入していないのは「博愛社の規則には、款条の中に女子の入社を認める指示がないからではないか」と述べている。そして、女子社員の加入をすすめると共に、「疾患ノ看護ニハ公衆ノ知ル如ク婦人ヨリ善ナルハナシ」⁶⁾と女子が看護事業の上で適していると指摘した。この点について、日本赤十字社は次のように述懐している。

当時ノ状況ヲ察スルニ、博愛社ハ敢テ婦人ノ入会ヲ拒ミタルニハアラザルベキモ事草創ニ属シ男子ノ会員スラ僅ニ九十八人ニ過ギズ、何ゾ況ヤ婦人会員ヲヤ。然カモ日本ノ風習トシテ婦人ガ斯カル事ニカヲ用ユルハ出過ギタルモノニシテ、擯斥セラルル傾向アルニ於テハ婦人会員ノ絶無ナリシハ決シテ怪ムニ足ラザルナリ。

出典：亀山美智子、「近代日本看護史 I 日本赤十字社と看護婦」、ドメス出版、13-14、1986

当時の状況を考えると、博愛社はあえて女子の入会を拒んだのではなく、草創期において男子の会員でさえ僅かに過ぎなかったのであり、とても女子の加入は考えられなかったのである。しかも、日本の風習として女子が

救護事業のようなことに力を入れることは考えられなかった時代であることを考慮すれば、女子社員の加入が無かったことは容易に理解できるのである。ヘンリー・フォン・シーボルトが指摘した当時のわが国の女性の地位は非常に低かった。女性は家の中にいて、家事をこなし、夫に仕えていればよかったのである。女性が職業をもつことさえ異端視されていた時代である。ともあれ、ヘンリー・フォン・シーボルトの発言は、博愛社病院(現日赤医療センター)設立と看護婦養成を認識させるきっかけとなった。

② 欧州赤十字社視察報告にみる看護婦の状況

博愛社はその目的・事業において赤十字と軌を一にするものであったが、しかし赤十字という名称は、自国がジュネーブ条約に加盟していなければ使用することはできなかつた。一方、社員を増やすための努力にもかかわらず、その成果は遅々として上がらないという状況もあり、赤十字加盟についての調査・研究が政府に建議され、委員が派遣された。その一人が柴田承桂であった。

1883年(明治16年)5月にベルリンで開催の衛生および救護法に関する博覧会に日本政府は内務省御用係の柴田承桂に委員として派遣することにした。そこで、博愛社は柴田を囑託委員として、ヨーロッパの赤十字事業とジュネーブ条約加盟手続きについての調査を依頼した。

ヨーロッパに渡航した柴田は、ベルリンにある日本国公使館に在勤する博愛社社員フィリップ・フランツ・フォン・シーボルト、および、オーストリア陸軍大尉ハイエル・フォン・ローゼンフェルド等の指導によって赤十字社組織の概況を把握することができたのである。

翌1884年(明治17年)6月26日の博愛社社員総会で、柴田は「歐洲赤十字社概況」と題して、欧州赤十字社の起源、組織、平時事業、戦時事業について帰朝演説を行った⁷⁾。その記録の一部を以下に抜粋し、赤十字事業と看護婦の関係を追及する。

<赤十字社の起源>

赤十字社ノ設立ハ一千八百五十九年、意大利、奧地利、佛蘭西三國ノ戦争ニ胚胎セリ、ソノ已然ニ於テモ戦士ノ看護ヲ自任スル私人ノ仁愛心ハ間々戦闘ノ際ニ現ハレタレトモ太著大ノ事業ナク三百年來軍醫隊ノ設置ヲ以テ安心方意セルノ状ナリキ然ルニ一千八百五十三年ヨリ五十六年ニ至ルクリム戦争ニ於テ英國ノ婦人ナイチンゲ

ール氏等自ラ奮テ戦地ニ赴キ負傷者看護ノ勞ヲ取りタル實地ノ經驗ニ由テ負傷者兵士ノ慘状言フニ忍ヒサル者アルコト漸ク世ニ現ハレ遂ニ彼ノ意塊戦争ニ及ンテ益々世上ノ問題ト爲ルニ至レリ此戦争中尤モ劇戦ト稱スルー千八百五十九年六月二十四日意國ソルフェリーノ戦争ニシテ一方ハ意佛兩國一方ハ奥國兩軍三十萬ノ戰士十五時間毫モ間斷ナク五里ノ曠野ニ接戦セルモノナリ是レナポレオン三世帝カ意大利ノ一致獨立ヲ助ケテ奥兵ヲ意國ノ境外ニ驅逐シタル歐洲近世史中著名ノ大戦争トス此劇戦ヲ目撃シタル瑞士人アンリー、デュナン氏ハソルフェリーノ記憶ト題スルー書ヲ著シテ大聲世上ニ向テ戰士救護ノ必要ナルコトヲ訴ヘタリ其大意ニ曰ク

政府ノ軍陣醫務ハ完全無缺ノ地位ニ達ス可カラス常ニ私人ノ協助ヲ待ツヘシ

私人ノ協助ハ各個人ヲ以テ爲ス可カラス必ス結合立社ノ力ヲ要スヘシ

戦闘アルニ臨ンテ此結社ヲ行フハ已ニ晩シ之ヲ平時ニ設立セサル可カラス

・ ・ ・ 各國支社ノ設立ハ自由ナレトモ其目的ノ實行ニ便スル爲メ必ス一中央社ノ管轄ニ属シ、各社各々其政府ニ請フテ該社ノ事業ヲ實行スルヲ許容セシムル等ノ諸件ナリ又會社ノ事業ニ關シテ定ムル所ハ平時ニ於テ材料資金ヲ蒐集シ、看病人ヲ教育シ、戦時ニ於テ看病者及財資ヲ戰場ニ送り ・ ・ ・

出典：博愛社編、「明治十七年六月二十六日 柴田承桂演説 歐洲赤十字社概況」、博愛社、2-5、1884

赤十字の起源は周知のとおり、1859年にスイスの事業家アンリー・デュナンがイタリア統一戦争最中のソルフェリーノにおいて、近隣の婦人を集めて両軍の負傷者を等しく救護したのが始まりである。それ以前においても戦士の看護を自ら進んで行く一般人はいたが、著大な事業には至らなかった。通常は軍の衛生部隊のみで行っており、赤十字のような組織には至らなかったのである。ただ、クリミア戦争においてナイチンゲールが自ら戦地に赴き、負傷者の看護に従事してその惨状を世に訴えたのは有名である。そして、熟練した看護婦が軍病院には欠かせないこと、そのためには特別の教育が必要であることをナイチンゲールは主張したのである⁸⁾。その数年後、激戦地の悲惨な状況に心を動かされたデュナンは、みずから負傷兵の看護に従事した。働き疲れたデュナンがたえず自分を励ましながらか看護を続けることができた

のは、クリミア戦争におけるナイチンゲールの働きぶりを思いうかべることであったと、デュナンの自叙伝に述べられている⁹⁾。女性であるナイチンゲールが活動を継続できたことは、デュナンの気力を支える力になったと伺える。ナイチンゲールのクリミアでの活動が、デュナンの赤十字創設にひとつの動力を与えた事実がここに由来していると思われる。そのときの思いと行動は彼のなかで日ごとに確固たる思想へと育ち、1862年に「ソルフェリーノの思い出」と題する著作に実った。彼がそこで主張したのは、「負傷者は敵味方の区別なく一人の人間として救護されるべきである」また「平時からそうした目的のための団体を組織しなければならない」、それも救護の訓練を受けた女性よる活動の必要である。

デュナンは自分自身の体験と実地の訓練を受けているナイチンゲールの活躍ぶりを重ね、訓練を受けた女性よる活動の必要性を説いたと思われる。また、女性に訓練を与えて救護の必要に備えるというあり方が看護婦養成を助成した事実は強調しておくべきであろう。

＜赤十字社の組織＞

赤十字社ノ組織中尤特異ノ事實トシテ注目スヘキハ婦人ノ之ニ協力スルコトナリ婦人ノ本姓トシテ尤戰士救護ノ目的ニ適スルハ病者負傷者ノ状邊ニ待シテ懇切ノ看護ヲ尽クスコト、日夜睡眠ヲ忍ンテ看護ノ勞ニ堪ユルコト、甘言温和不幸ノ人ヲ慰諭スルニ長スルコト、座間及ヒ身邊ノ清潔ヲ好ムコト、單ニ病室ニ現在スルノミニシテ已ニ他人ノ言語舉動ヲ粗野ナラシメサルコト等ノ諸件ニシテ其他救護看護ノ器具中ニハ婦人ニ非サレハ調製シ能ハサルモノアリ故ニ赤十字社創立ノ當初ヨリ各社婦人ノ加入ヲ奨諭スルニ怠ラス始メハ各社役員ノ男子ノミヨリ成レルニ由テ加入者甚タ多カラサリシト雖モ後ニ婦人社ヲ別設シテ其職務權理ナドヲ分離シテヨリ大ニ婦人ノ加入ヲ増加シ歐洲ニシテ男子ノ結社アル處殆ント婦人ノ幫助ヲ見サルノ地ナシ加之意大利、獨、奥等ノ諸國ニテハ中央委員中婦人ヲ列スルニ至レリ凡ソ婦人赤十字社ノ内尤モ完全ナルモノハ獨逸愛國婦人社ニシテ巴丁國囚葛利國ノ如キハ婦人ノ結社男子ノ結社ニ先テリ

出典：博愛社編、「明治十七年六月二十六日 柴田承桂演説 歐洲赤十字社概況」、博愛社、11-12、1884

柴田は赤十字社の組織に関する演説の中で、女子が赤十字社に協力していること、「戰士救護」に適しているこ

となどを説明している。また、ヨーロッパにおいては男子の救護組織の結成されている所はほとんど、女子の補助を見ないところが無いと述べ、また、ドイツなどの諸国における看護婦養成の状況を以下のように紹介している。

戦地及ヒ屋外ニ於ケル運搬已下ノ諸業ハ強大ノ体力ヲ要スレトモ病院内ニ於ケル看護ノコトハ然ラス殊ニ看護ノ業ニハ婦人ヲ適當トスルヤ前段ニ陳述セルカ如シ獨逸奥地利瑞典馬諸國ニ於テハ已ニ婦人ヲ此ノ目的ニ養成スルモノ少ナカラス其法多クハ有志ノ婦人ヲ招募シ戦闘ノ際使用スルノ約束ニテ之ヲ教養シ平素ハ病院及ヒ人家ニ送リテ看病ノ業ヲ操ラシメ其貧困ナル者ニハ適當ノ給料ヲ與フルニ在リ此例亦各國ニ少ナカラスト雖モ予ノ目撃セル奥國維也納府ニ於ケル「ルードルフ」社ノ看護婦教養所及ヒ其附属病院ニシテ有名ナル外科博士ゼルロート氏ヲ院長トシ該國皇太子殿下ノ保護ヲ仰キ其方法尤整頓セリ斯ノ如キ專業看病婦ノ外ニ好テ戦争病院ノ看護ヘト爲ルヲ常トス殊ニ露西亜ニ一社ヲ設立シテ専ラ被傷者ノ看護ニ任スルニヲ團結セリ

出典：博愛社編、「明治十七年六月二十六日 柴田承桂演説 歐洲赤十字社概況」、博愛社、21-22、1884

③ 第3回赤十字国際会議参加報告にみるヨーロッパ看護婦の状況

1884年(明治17年)2月に陸軍卿大山巖に随行して渡欧した橋本綱常は、博愛社から赤十字事業の調査を依頼された。橋本は幕末に活躍した橋本佐内の弟であるが、当時の臨床医としては第一級の名医として知られ、陸軍省医務局長、軍医総監、東京陸軍病院長などの要職を兼ねていた。彼はかつて留学先のベルリンで西南の役の勃発を聞き、急遽帰国し、陸軍軍医総監となって大阪・長崎の軍医病院で腕をふるった。

橋本は、博愛社の中核委員の一員として、視察旅行の第一の目的である陸軍衛生制度の調査に加えて、ヨーロッパにおける赤十字事業、万国赤十字条約加盟に関する手続などの調査を引き受けた。当地において橋本に協力を惜しまなかったのが、英国公使館通訳であったアレキサンダー・フォン・シーボルトで、彼は休暇をとり帰省中であった。

橋本はシーボルトと共にジュネーブに赴き、折から開催中であった1884年の第3回赤十字国際会議に大山の代行として参列する機会を与えられた。そこでは赤十字社

長ギュブスターブ・モワニエの計らいで員外の席が用意されたのである。この会議の決議事項に女性救護員の教育が取り上げられた。その決議文は、「看護婦の教育指導を行わねばならないこと、志願者は厳しい試験を受け、病人の看護を実地に経験して初めて義務を果たすことができるようになる」との趣旨である¹⁰⁾。

1885年(明治18年)1月に帰国した橋本は、赤十字に関する数十種類の資料を整理し、その中で重要なものを翻訳し、赤十字事業について報告した。それらは、「赤十字」「普國在伯林婦人聯合社制法」「マインノフランクフルトニ於ケル戦地負傷軍人及罹病軍人看護聯合社ノ看護婦教養院成」「民立病院首婦概則」「戦地負傷軍人及罹病軍人看護聯合社ノ看護婦職務章程」である。その中の「赤十字」¹¹⁾より赤十字事業と女性看護婦の状況を検討する。

赤十字事業についての報告内容は、赤十字社の濫觴、赤十字社の機関、赤十字社の用、赤十字社の将来からなる。

<赤十字社の濫觴>

・・・「クリーム」ノ戦役(一千八百五十三年乃至一千八百五十六年)ハ實ニ酸鼻驚歎ニ堪ヘサルナリ令嬢「ナイチンゲル」及ヒ其同伴婦ノ慈善ノ舉ハ眞ニ衛生法ノ缺點ノ大ナルコトヲ証明シタリ於是乎人々軍隊衛生法改良ノ必要ナルコトヲ覺悟スルニ至リタリト雖ドモ奥佛戦争(一千八百五十九年)ニ於テモ救助法ハ不十分ニシテ到ル所トシテ怨聲ヲ聞カサルハナカリシ

上記の惨状嘆声は改良の前兆であったと述べている。そして以下のように続けている。

上記ノ怨聲ヲ傳聞シタリシ者ノ内一人ハ率先此改良ノ主唱者トナレリ是レ蓋シ經驗ニ依テ此改良ヲナサズンバアルベカラザルコトヲ確知シタルニ由テナリ同人ハ彼慘劇ノ見證人ニシテ深ク其慘状ヲ惱裏ニ感シタルコト恰モ魔鬼ニ襲侵セラレタル如クニシテ自ラ思惟ラク此殘酷ノ活劇ヲ詳ニ話スルニ方テ其慘状ヲ誇張スルヲ要セザルナリト」一千八百五十九年六月二十四日ノ劇戦ハ戦線引テ五里ノ廣キニ涉リ戦闘者三十万(300000)人ニシテ攻戦十五時ヲ超ヘタリ是レ即チ殘酷愁歎ノ間幕ナリシ「ソルフエリ」ノ記念ト名稱スル冊子ノ著者タル「ヘンリー、ドウナント」氏ハ慘劇ノ僅少部耳ヲ説述シタレドモ自家ノ目的ハ充分ニ吐露シタリ乃チ克ク衛生法ノ缺點公衆ニ報告シ其改良ヲ説述シタリ

出典：博愛社編(陸軍一等軍醫醫學士谷口謙)、橋本綱常ヨーロッパ調査報告「赤十字」、博愛社、2-3、1885

アンリー・デュナンは「平時より救護組織を結成して戦時に臨んでは救助の補填を行う」ことを主張し、「ソルフェリーノの思い出」の出版後、「国際負傷軍人救護委員会」を組織したがこれは5人の委員から構成されていたために通常「5人委員会」と呼ばれ、赤十字の嚆矢となった。この「5人委員会」は1867年に赤十字国際委員会と改称され現在に至る。

1863年10月26日その第一歩である国際会議が実現の運びとなった。委員会の招きによりオーストリア、バーデン、バイエルン、フランス、イギリス、ハノーヴァ、ヘッセン、オランダ、プロシア、ザクセン、スペイン、スウェーデン、スイス、ウルテンベルグの14カ国の代表がジュネーブに集まった。この会議には14カ国以外の国も関心を示している。また、それぞれの国の重要人物も賛意を表明しているが、フローレンス・ナイチンゲールはそのひとりであった¹²⁾。そこで赤十字の土台ともなる10カ条の規約が制定され、デュナンの主張の大半もそこに盛り込まれることになった。しかし、このジュネーブ会議は、個人的資格に基づく非公式の代表によるもので、民間団体として戦時救護団体を組織することはできても、野戦病院などに中立性を与え安全を保障するという、本来国家の裁量に属する事柄は決定できなかったのである。この点についてのデュナンの要望も規約では除かれていた。そこで、委員会の次の目標はこの点の克服に向けられ、翌1864年8月には、再びジュネーブに欧米16カ国の政府代表が集まった。このうちバーデン、ベルギー、デンマーク、フランス、オランダ、イタリア、ポルトガル、プロシア、ザクセン、スペイン、スイス、ウルテンベルグの12カ国が全文10カ条からなる最初のジュネーブ条約に調印、残り4カ国も翌年には調印し、さらに後にはロシアも加盟した。この10カ条では、戦地病院や人員の中立性の保護、傷病者・患者に対する敵味方の差別のない扱い、中立の保護を受ける人員に赤十字の徽章・旗を使用することの許可などが決定された。

<赤十字社の機関>

1863年10月赤十字規約が成立するとともに、まずヨーロッパ諸国は救護組織の結成を急いだ。最初の救護組織は1863年12月にウルテンベルグに創設された。正式に協

会を発足させたのは1864年2月4日のベルギーであり、自国の協会設立に対し、最初に赤十字を名乗ったのは1867年のオランダである。この名称が一般的となり、各国がこれを採用した。その後全欧州および米国内に次々に救護組織が結成され、また戦争時に新たな救護組織が誘起された。橋本はこれらの状況等を具体的に説明しており、救護組織の効用を説いている。その中に、女性の加入の必要であることに触れている部分がある。

赤十字社編制中最モ緊要ナル點ハ婦人ノ此事業ニ干涉スルノ一事ナリ男女協同シテ社務ニ従事スルハ該社ヲ完備旺盛ニスルニハ必然缺クベカラザル者ナリ而シテ婦人ヲ責ムルニ該社ニ入ルハ遇マ婦徳ヲ傷フルニ足ルコトヲ以テスルモノハ一人モナキナリ蓋シ優美ハ婦人ノ天賦ナリ然ハ則チ此社ニ入ルハ素ヨリ其職ナリ婦人ノ患者及ビ死亡者ニ懇切ナル其行状ノ端正ナル徹夜看護ノ勞苦ニ忍耐スルコト男子ニ優越セザルカ婦人ハ慣習トシテ清潔ヲ好マザルカ罹災者ヲ慰撫スルニ適當セザルカ唯ダニ婦人ノ病室ニ現在スルノミニテモ已ニ野鄙ナル言行ノ強大ナル疆鎖トナルコトハ誰モ知ル處ナリ其他看護上必要ナル材料ノ調整ハ婦人ノ手ヲ藉ラスンバ能ハザルナリ是故ヲ以テ最モ古キ種多ノ聯合社ハ婦人ノ入社スルヲ許可シタリ然レドモ入社シタル者甚ダ数多ナラザリシ之レ他ナシ管理的本社員ハ殆ド男子ヨリ組立シタレバナリ於テ乎男女ノ權利及ビ其勤務ヲ分割シ而シテ高等管理ヲシテ其兩區ヲ管理セシムルノ勝コトヲ了知シタリ此方法ハ諸國ニ行ハレテ成績ヲ呈シタリ現今ニ在テハ何處ニ於テモ男子聯合社ヨリ婦女聯合社ヲ輔佐スルナリ而シテ伊太利、奧地利、及ビ獨逸國ニ於テハ此聯合社ハ中央本社ノ代理ヲナシ獨逸本國ノ婦女聯合社ハ女帝之ヲ保護シ諸社中ニ於テ最モ堅固ナルモノナリ「バーデン」大公國ニ於テハ諸國ニ異ナリ令嬢先ツ事業ニ着手シ后ニ男子之ニ干與シタルナリ

出典：博愛社(陸軍一等軍醫醫學士谷口謙譯)、橋本綱常ヨーロッパ調査報告「赤十字」、博愛社、26-27、1885

<赤十字社の用>

「赤十字社の用」と題して、平時と戦時における事業が紹介されている。赤十字のすべての救護組織は戦時に対応できるように平時より一定の予備事業を準備しておく義務がある。すなわち、傷者を収容し、運搬し、看護するには予めその職務に習練しておく必要がある。そうでなければ傷者を救助するより寧ろ害となる。赤十字社に

においてその業務に親切で任せられた役目に堪えることができる人員を養成することに努めなければ、それに該当する救護組織の活動はすべて制止してしまうであろう。また、病院、運搬材料、薬品、包帯、担架、車、仮舎を精選するための平時からの準備が必要であることを強調し、これは現時の救護組織と往時の同主義の社との異なるところであると述べている。

そして、救護組織がその準備をし、的確な看護人を募集するにあたり大障害に遭遇しないために所要の制度・規則を設けておくべきであるとし、他国の例を示している。

例之荷蘭ニ在リテハ看護人トナルコトヲ志願シ、赤十字社ニ委身スルコトヲ承諾スル者ヲ募集シテ看護トナス又「リルレ」ニ於テモ類似ノ方法ヲ以テ看護人ヲ養成ス而シテ各生徒ニ義務ヲ負ハシメ生徒ヲ十名ツ、ニ区分シテ教練ス他國即チ獨逸國ニ於テハ防火夫及ビ體操聯合社ノ人員ヲ募リ之ヲ看護人トナシ而シテ特別ニ各自本業ノ教科ヲ授ク「ストクホルム」ニ於テハ自由社ト名稱スル少年ヨリ成ル處ノ一聯合社ト赤十字社ノ聯合社ト親密ノ結合ヲナス而シテ該社ニ於テハ其社員ニ學期ヲ授ク而シテ此社員ハ一定ノ病院ニ於テ習學スル權ヲ有スニケ年ノ後解剖生理及ビ外科ノ初歩並ニ看護術ノ試験ヲ受ク「カル、スルーエ」ニ自由患者運搬人ノ「コールス」(隊)アリ是レ赤十字ノ聯合社ニ附属スルモノナリ此ニ於テハ體格強壯ニシテ品行方正ノ證ヲ有シ而シテ合格ト認定シタル者ノミヲ採用ス患者運搬人ハ二年間聯合社ニ委身シ毎年技術ノ教授ヲ受クルノ義務ヲ有ス此「コールス」ヲ二分シテ運動部及ビ豫備部トナシ又各部ヲ再別シテ六十人區トナス其事務ハ兵士ヲ戰地病院ヨリ鐵道ヘ又鐵道ヨリ豫備病院ニ運搬スルニアリ唯タ例外ニ於テ即チ陸軍官衙ノ特命ニ依リ該「コールス」ヲ戰場ノ最近地ニ配布スルコトアルノミ
出典：博愛社編(陸軍一等軍醫醫學士谷口謙譯)、橋本綱常ヨーロッパ調査報告「赤十字」、博愛社、62-63、1885

ドイツ語圏の国々ではとくに赤十字組織は効率よく働き、またたく間に会員看護婦の数を増やした。そして1884年にはプロシアの赤十字社に訓練女子看護婦600人及び訓練男子看護人120人、バーデンには男女522人、オーストリアには1754人いたと記されている¹³⁾。

運搬ノコトタル大ニ體力ト才能トヲ要スルモノニシテ婦人ノ克ク堪ベキ處ニアラズト雖ドモ敢テ婦人ヲ棄スシテ

之ヲ運動病院及ビ病院ノ内務ニ從事セシムルハ良法ナリ於此乎婦人ハ男子ト競争シ希望シタル如ク動作力ヲ増進シ且ツ普通ノ病院ニ行ハル如ク此ニ於テモ亦婦人ヲシテ軍人ヲ看護セシムルハ上載シタル如キ利益アルナリ婦人モ亦男子ト一様ニ技術的準備ヲナスヲ要ス何者假令婦人ノ稟賦ハ美ナルニモセヨ之ヲ以テ男子ノ習學ト經驗ニ依テ得ル處ノ才識ヲ補缺スルコト能ハサレハナリ

出典：博愛社編(陸軍一等軍醫醫學士谷口謙譯)、橋本綱常ヨーロッパ調査報告「赤十字」、博愛社、64、1885

運搬は体力と才能を必要とするため女子には堪えられるところではないが、敢えて女子を棄てないで病院における業務に従事させることは良いことである。また、女子が軍人を看護することは前述したとおり利益がある。女子にも男子と同じように技術的準備は必要であり、才識を補うべきであると説いている。運搬や軍人の看護も女性が行うことを提唱している。

獨逸國瑞典及ヒ丁抹ニ於テハ看病婦養成ノ方法善ク整頓セリ看病婦養成ノコトタル聯合社ノ事務中ノ主要部ニ属スルモノナリ看病婦ヲ志願スル者ハ之ヲ戰時ニ使用スル爲ニ教科ヲ授ケ事ニ病院ニ從ハシメ或ハ其親族ト同居スルヲ許シ兼テ其學科ヲ練習シ且ツ生理ヲ營マシム宗教的「オルデン」社ハ軍病院ニ看護婦ヲ供給スルコトヲ熱望スルニモ拘ラス魯國ノ聯合社ハ新ニ「ザンクト、ゲオルグスシュウステルン」ニ基ク「オルデン」ヲ創立シテ以テ聯合社ノ需要ヲ補足スルヲ敢テ贅事ト看做サリシ

出典：博愛社編(陸軍一等軍醫醫學士谷口謙譯)、橋本綱常ヨーロッパ調査報告「赤十字」、博愛社、64、1885

ドイツにおいては看護婦の養成の方法がよくできており、看護婦養成のことは救護組織の業務中の主要な部分を成している。看護婦志願者は戦時において病院に従事させるため教科を授けている。尚、学科を口頭で教授するために多種類の冊子が出版されていることも記されている。

看護者(男女)ノ口頭教授ヲ完備スル爲ニ種多ノ冊子ヲ出版シタリ女帝「アウグスタ」ハ貴重ナル公布ヲ發シテ實ニ斯ノ如キ書類ノ出版ヲ催促シタリ佛國ニハ逸優ナル一書アリ之ヲ慈善聯合社婦人患者運搬術及ヒ看病法提要ト名ケ故「ドクトル、シェナウ」氏ノ筆ニ成リシモノナリ此種

屬ノ書類夥多アリ聯合社ハ大ニ其出版ヲ翼賛シタリ吾人ハ從今而後眼ヲ轉シテ赤十字社ニ関スル物件ヲ觀察スルニ是レ亦熱心注意スヘキコトナルヲ知ルナリ

出典：博愛社編(陸軍一等軍醫醫學士谷口謙譯)、橋本綱常ヨーロッパ調査報告「赤十字」、博愛社、65、1885

救護組織は治療機器や傷者の苦痛を軽減する方法を完備することが必要であり、その物品や使用方法等を勧告し奨励することは、赤十字社事業の基礎である。赤十字社は戦争に際し義務を果たすために深く沈黙している。この義務を詳解しているのが「ナイチンゲール」であり、「善く汝等ノ軍隊ノ病者及ヒ傷者ヲ看護スルノ準備ヲナサント欲セバ精ク其方法ヲ習練スヘシト」と誓言していることを、橋本は追加している¹⁴⁾。

そして、看護婦が本社に欠くことのできない最重要機関であることを信じ、看護婦の養成委員および衛生材料の選定準備のために、平時病院を設立することの必要性を力説した。

1885年11月12日の博愛社社員総会で、総長小松宮彰仁親王から外科病院を設けて「看護人看護婦の養成」を行う方針が明らかにされた¹⁵⁾。

III 考察

1. 日本赤十字社設立の機運とヨーロッパ諸国における看護婦の養成

看護人から看護婦養成への移行となったその要因は、博愛社社員総会におけるフォン・シーボルト、柴田承桂、橋本綱常の発言であったと考える。

シーボルトはヨーロッパの赤十字活動で女子が社員として、また救護事業において活躍していることを紹介し、女子社員の加入をすすめるとともに、看護には女性が適していると指摘した。

柴田承桂は「歐洲赤十字社概況」帰朝演説において、赤十字社の組織に女性が加入していることを取り上げ、女性は病者負傷者を慰め、懇切に尽くすゆえ、戦士救護に適していることを述べた。そして、ドイツなど諸国の女性救護員養成の状況を紹介したのである。

橋本綱常は赤十字事業についての報告において、柴田と同様に赤十字社の事業に女性が加入し、男女協同して社務に従事していることに触れ、女性は優美で、患者に懇切で、行為が端正であり、忍耐強く、清潔を好み、患

者・罹災者の慰めとなり、看護上適切であることを強調している。また、運搬のような体力と才能を必要とするものに女性は堪えられないとも言えるが、病院内の業務など女性にできることに従事し、あるいは体力を増進すれば不可能ではないと指摘している。そして、男子と同様に技術的習練をすれば、不足を補えるとしている。それに、ドイツなどの看護婦の養成にも触れ、看護婦養成は救護組織(赤十字社)の業務の主要な部分であると報告している。

そもそも、柴田や橋本が赤十字事業の調査に関わるようになったきっかけは博愛社からの依頼であった。博愛社は国際赤十字への加盟に向けて努力を重ねていた。そこで、赤十字事業とジュネーブ条約加盟手続についての調査を柴田と橋本に依頼したのである。彼らの報告を受けて、日本政府はジュネーブ条約に加入することを決定した。このジュネーブ条約加盟への過程において、ドイツなどヨーロッパ諸国の女子救護員養成の状況や、クリミア戦争におけるナイチンゲールの活動、それに第3回赤十字国際会議における女子救護員養成の決議を知ることとなり、これらの事実が日本赤十字社設立の方針と合致して日本における看護婦養成の動力になったと考えられる。

2. フローレンス・ナイチンゲールの影響

赤十字社とナイチンゲールとの関係は、1863年10月のジュネーブ国際会議にナイチンゲールが賛意を表明したこと以外には見当たらない。

ただ、デュナンとナイチンゲールは手紙でのやり取りを行っていた。そして、ナイチンゲールのクリミアでの活動や主張から多くの影響をうけている。

まずは、デュナンが激戦地ソルフェリーノにおいて傷病兵の看護を続けることができたのは、ナイチンゲールのクリミアでの活躍が励みになったことである。次に、戦時における救護組織の必要性、しかも救護の訓練を受けた看護婦が必要であること、そのためには看護婦を養成しておくことの必要性などの主張である。

ソルフェリーノでの出来事とその思いは、デュナンのなかで確固たる思想へと育ち、彼はそれを世に訴え続けた。そして、1863年のジュネーブで開かれた国際会議において赤十字活動の原則が採択され、1864年にはそれが条約になった。デュナンがこのように提議することができたのはナイチンゲールに負うところが多く、ナイチン

ゲールのクリミアにおける活動がデュナンに赤十字設立の思想を与え、かつその思想の実現可能なことを確信させたとされている^{16),17)}。

これらの経緯は柴田承桂と橋本綱常によって博愛社に伝えられた。柴田承桂は、博愛社総会における帰朝演説の中でクリミア戦争においてナイチンゲールが負傷者の看護に従事し、負傷者の惨状を世に訴えたことを紹介し、女子が戦時の救護に適していることを説明した。

また、橋本綱常は、ヨーロッパにおける赤十字事業、赤十字条約加盟に関する手続きなどの報告の中で、赤十字社の平時と戦時における事業を紹介した。その中で赤十字のすべての救護組織は戦時に対応できるように、平時より一定の予備事業を準備しておく義務がある。この義務をくわしく解釈しているのがナイチンゲールであることを述べている。そして、女子も男子と同じように軍人の運搬や看護を行うことはよいことと提唱した。

上述の提唱は、日本赤十字社看護婦養成のきっかけになったと考えるのである。

IV 結論

日本赤十字社における男子看護人から看護婦への移行とその要因を、日本赤十字社の資料をもとに考察した。

1. ヨーロッパ諸国においては、赤十字社の事業にすでに女性が加入しており、男女協同して社務に従事していた。また、看護婦の養成がすでに始まっており、看護婦の養成は赤十字社業務の主要な部分であった。
2. ナイチンゲールのクリミアでの活動と主張はデュナンに赤十字設立の思想を与え、かつその思想の実現可能なことを確信させたといわれていた。

これらの経緯は柴田と橋本によって博愛社に伝えられた。

そして、女子が戦時の救護に適しており、赤十字の救護組織は戦時に対応できるように、平時より準備しておく義務があると提唱された。

上述の提唱が、日本赤十字社設立の機運と重なり、看護婦養成への移行に繋がったのである。

注

本稿において原文を引用する場合、できる限り原文どおりに引用するよう努めたが、一部変更をする箇所もあった。字体についてはできる限り原文にある旧字体を使用した。一部の文字は旧字体ではなく新字体を使用した。地名・国名・外国人名については、

原文中で縦書きの文字に一重線あるいは二重線が付されている場合があるが、本稿は横書きのため引用の際は下線にした。原文でルビが付してある場合は、ルビを割愛した。

謝辞

本研究の資料収集にご協力いただきました日本赤十字社赤十字情報プラザの田島弘様と藤倉由美様に心より感謝します。

文献

- 1) 石川操他:日本赤十字中央女子短期大学90年史,日本赤十字中央女子短期大学,15,1980
- 2) 日本赤十字社編:日本赤十字社用語集,日本赤十字社企画広報室,81,1988
- 3) 日本赤十字社編:日本赤十字社看護婦養成百周年記念誌,日本赤十字社衛生部,26,1992
- 4) 高橋政子:日本近代看護の夜明け,医学書院,170-173,1973
- 5) 日本赤十字社編:日本赤十字社史稿,日本赤十字社,795-811,1911
- 6) 博愛社編纂:日本赤十字社沿革史,博愛社蔵版,博愛社,481,1906
- 7) 博愛社編:明治十七年六月廿六日 柴田承桂演説「歐洲赤十字社概況」,博愛社,2,1884
- 8) J・A・ドラン:看護・医療の歴史,水野泰博・内尾貞子訳,誠信書房,242,1978
- 9) 吉岡修一郎:もうひとりのナイチンゲール,医学書院,164-165,1989
- 10) ルーシー・リジリー・セーマー(小玉香津子訳):看護の歴史,医学書院,159,1978
- 11) 博愛社編(陸軍一等軍醫醫學士谷口謙譯):橋本綱常ヨーロッパ調査報告「赤十字」,博愛社,1885
- 12) 亀山美知子:近代日本看護史 I ;日本赤十字社と看護婦,ドメス出版,13-14,1986
- 13) 前掲11),159.
- 14) 前掲11),67.
- 15) 博愛社編:總會并役員會書類 自十年至十九年 24.
- 16) 日本赤十字社編:世界看護史,日本赤十字社,83,1932
- 17) アンリー・デュナン:ソルフェリーノの思い出,第14版,木内利三郎訳,日赤会館,148-149,1997